

公益通報者保護規程

公益社団法人日本フィランソロピー協会

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、職員等からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報の適正な処置の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって法令を遵守した事業運営の強化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「公益通報」とは、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第2条第1項に規定する通報をいう。

2 この規程において「職員等」とは、公益社団法人日本フィランソロピー協会（以下「本協会」という。）職員就業規則（以下「就業規則」という。）に規定する職員及び本協会と請負契約その他の契約をしている事業等に従事する労働者をいう。

第2章 通報処理体制

(窓口)

第3条 職員等からの公益通報を受け取る窓口及び法令違反行為に該当するかを確認する等の相談に応じる窓口（以下「公益通報窓口」という。）を法人事務局に置く。

2 法人事務局には、公益通報処理担当者を置く。

(公益通報の方法)

第4条 公益通報窓口及び相談窓口の利用方法は電話、電子メール、FAX、書面及び面会とする。

(調査)

第5条 公益通報を受けた事項に関する事実関係の調査は、事務局長が行なうものとする。

2 理事長は、調査する内容によって、関連する部署のメンバーからなる調査チームを設置することができる。

(協力義務)

第6条 職員等は、公益通報された内容の事実関係の調査に協力しなければならない。

(是正処置)

第7条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、本協会は速やかに是正処置及び再発防止処置を講じなければならない。

(処分)

第 8 条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、本協会は当該行為に関与した者に対し、就業規則に従って、処分を課す事ができる。

第 3 章 当事者の責務

(通報者等の保護)

第 9 条 本協会は、通報者等が相談又は公益通報したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いも行なってはならない。

2 本協会は、通報者等が相談又は公益通報したことを理由として、通報者等の職務環境が悪化することのないように、適切な処置をとらなければならない。

3 本協会は、通報者等に対して不利益な取扱い、嫌がらせ等を行なった職員等に対し、就業規則に従って、処分を課すことができる。

(個人情報保護)

第 10 条 本協会及びこの規程に定める業務に携る者は、公益通報等の内容及び調査で得られた個人情報を開示してはならない。

2 本協会は、正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、就業規則に従って、処分を課すことができる。

(通知)

第 11 条 本協会は、通報者に対し、調査結果及び是正結果について、被通報者（その者が法令違反等を行なった、行なっている又は行なおうとしていると公益通報された者をいう。）のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

(不正の目的)

第 12 条 通報者等は、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的を持って公益通報を行なってはならない。

2 本協会は、前項の規定に違反して通報を行なった者に対し、就業規則に従って、処分を課す事が出来る。

(相談又は通報を受けた者の責務)

第 13 条 公益通報処理担当者以外の者が相談又は公益通報を受けたときは、この規程に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。

2 前項の規定による公益通報等を受けた者は、その内容を速やかに公益通報窓口へ報告

しなければならない。

3 公益通報等を受けた公益通報処理担当者以外の者は、その内容について他に漏らしてはならない。

(補足)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、公益社団法人日本フィランソロピー協会の設立登記のあった日から施行する。